

東桜島小学校における 噴火時等の避難確保計画



R5年1月作成
鹿児島市立東桜島小学校

目次

1 計画の目的 2
2 当施設の置かれた状況 2
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲 4
4 防災体制 5
5 情報伝達及び避難誘導 6
5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす 噴火に至った場合【これまでみられたような噴火の激化(島内避難)】 6
5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要と なった場合【大規模噴火が切迫(島外避難)】8
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、 又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合 【情報収集】13
6 資器材の配備等(必要な物資等)14
7 防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発16
8 参考資料	
(1) 参考とすべき情報等17
(2) 噴火警戒レベル表19
(3) 桜島の噴火警戒レベルごとの防災対応(鹿児島市地域防災計画より抜粋)20
① 桜島の噴火警戒レベルと防災対応	
② 昭和火口／南岳山頂火口の活動の活発化に伴う防災対応	
(4) 各情報の発表のタイミング22
① 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合	
② 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた状態で噴火した場合	
(5) 関係機関連絡先23
9 様式	
(1) 鹿児島市危機管理課桜島火山対策係関係様式24

1 計画の目的

鹿児島市立東桜島小学校(以下「当施設」という。)は、鹿児島市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画(以下「本計画」という。)を定める。

本計画は、施設に勤務する者、施設の利用者、施設周辺にいる登山者・観光客等(以下「利用者等」という。)に対して、桜島の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 当施設の置かれた状況

当施設は、南岳山頂火口及び昭和火口(以下、「両火口」という。)から約4.0kmに位置している。施設には、「大きな噴石」、「火山灰」、「溶岩流」、「火山ガス」による影響が考えられる。「大きな噴石」、「火山灰」、「火山ガス」は、当施設に到着するまでの時間的余裕がなく、特に警戒を要する。

表1 火山現象の解説

現象名	解説	施設への影響
<p>大きな噴石</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火により無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に影響。 ○ 火口から吹き飛ばされる直径数10cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、弾道を描いて飛来し、短時間で落下。 ○ 到達範囲は火口から2～4km程度。 ■ 屋根・ガラスを打ち破る破壊力。 ■ 噴火したらまずは建物内のより安全な場所に緊急退避。 	○
<p>降 灰</p>  <p>出典：島原市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火口から噴き上げられた火山灰や小石が、上空の風により風下側に運ばれながら降下。 ○ 火山灰のうち細かい粒子は、降下側数百km以上にも到達。 ■ 風下側での視界の低下。 ■ 道路への積灰による車の走行支障等の可能性(乾燥時、概ね10cm以上、降雨時、概ね3cm以上を目安)。 ■ 火山灰の重みで木造家屋倒壊の可能性(降雨時、概ね30cm以上を目安)。 ■ 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状の悪化のおそれ。 	○
<p>火砕流・火砕サージ</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火砕流：高温の火山灰や火山岩塊等と火山ガスとが一体となって流下。 ○ 火砕サージ：粒状の火山灰を含む、高温の火山ガス。 ○ 大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がる。 ○ 流下速度は時速数十km～百数十km、温度は数百℃にも達する。 ■ 噴火警報などを活用した事前の避難が必要。 	
<p>溶 岩 流</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。 ○ 通過域の建物、道路を焼失、埋没させる。 ■ 流下速度は、比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。 ■ 避難路が寸断され孤立化するおそれ。 	○
<p>火 山 ガ ス</p>  <p>出典：気象庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山活動により地表に噴出する、水、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などが主成分の高温のガス。 ○ 火山ガスを吸引すると、二酸化硫黄による気管支などの障害や硫化水素による中毒等が発生する可能性。 ■ 刺激臭を感じたら、水で濡らしたタオル等で鼻や口を覆う。 ■ 窪地や谷に入らない、とどまらない。 	○

※○を付した火山現象：当施設への影響が想定。

以下に、施設の位置図を示す。

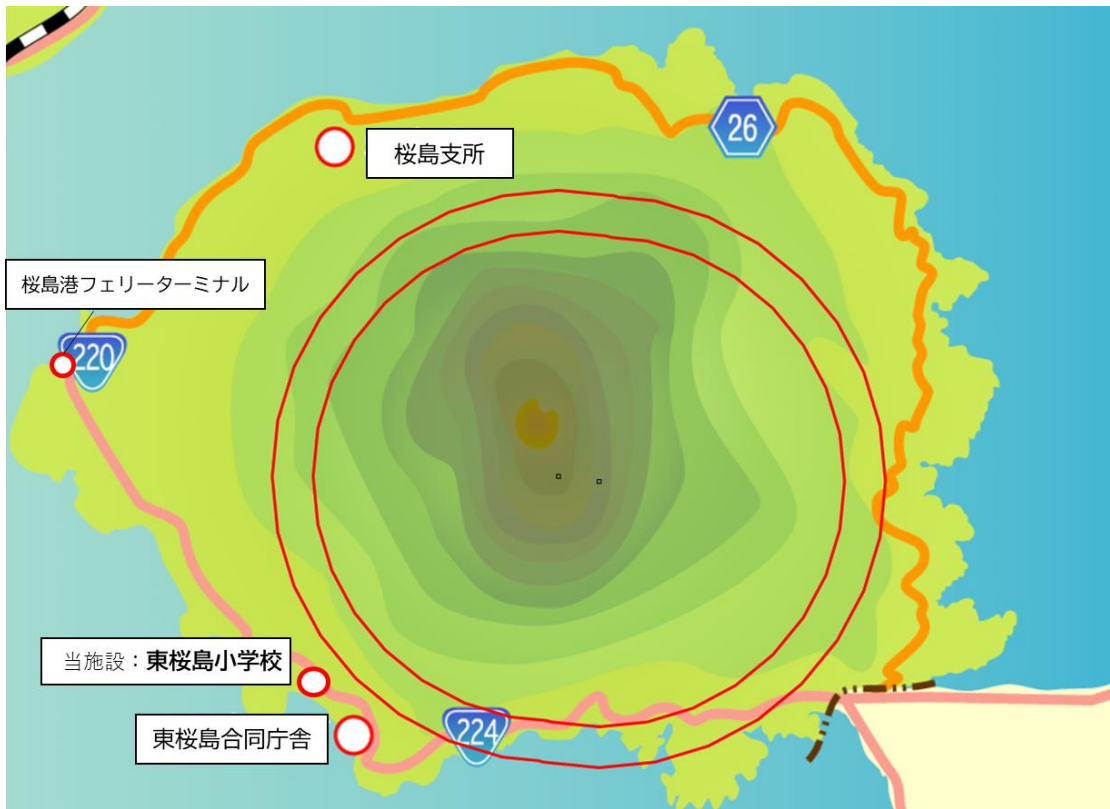


図1 当施設の位置図

当施設は、噴火警戒レベル4、5で警戒範囲が全島の警戒範囲内に位置する。
 防災対応が必要となる場合と取るべき防災対応の記載箇所との関係は、下表のとおりである。

表2 防災対応の本書での記載箇所(場合別)

防災対応が必要となる場合	防災対応の記載箇所
【これまでみられたような噴火の激化(島内避難)】 一部居住地域へ大きな噴石または火砕流が到達(切迫)し、 噴火警戒レベルが4、5に引き上げられ、警戒範囲が3kmまたは 3.5kmに拡大された場合	5.1に必要な防災対応を記載
【大規模噴火が切迫(島外避難)】 顕著な地殻変動や地震の頻発により、大規模噴火の可能性 が高まり、噴火警戒レベルが4、5に引き上げられ、警戒範囲 が3kmまたは全島に拡大された場合	5.2に必要な防災対応を記載
【情報収集】 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を 必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時) が発表された場合	5.3に必要な防災対応を記載

3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

(日中のピーク:月～土を想定)

避難を確保すべき対象		施設周辺にいる観光客等 (左記を含まない)
職員数	最大利用者数	
15人	38人	5人

表4 避難を確保すべき利用者等

(夜間のピーク:平日の夜間を想定)

避難を確保すべき対象		施設周辺にいる観光客等 (左記を含まない)
職員数	最大利用者数	
0人	0人	0人

当施設周辺の地図を以下に示す。



図2 施設周辺の地図

4 防災体制

桜島の火山活動が活発化した場合の当施設における噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表5 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者(校長) ・情報担当者(教頭) ・避難誘導者(係)	事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合【これまでみられたような噴火の激化(島内避難)】
		噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合【大規模噴火が切迫(島外避難)】
情報伝達体制	以下の班体制をとる。 ・統括管理者(校長) ・情報担当者(教頭)	噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合【情報収集】
		火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合

当施設は、以下の体制をとり災害対応にあたる。

施設	鹿児島市立東桜島小学校(学校電話 221-2051)	
統括管理者(校長)		・施設の統括
(夜間)		
情報担当者(教頭)		・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達 ・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・施設の避難状況集約
(夜間)		
避難誘導者(係)		・鹿児島市との連絡調整 ・利用者の避難状況把握 ・利用者への避難等の呼びかけ(現場での広報) ・避難誘導
(夜間)		

図3 施設の体制図

統括管理者が不在の場合等には以下の者が統括管理者の代理となる。

代理順位	氏名	連絡先
第1位		(学校電話 221-2051)
第2位		(学校電話 221-2051)

表6 統括責任者の代理者

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合【これまでみられたような噴火の激化(島内避難)】

桜島では、日常的な噴火でも、大きな噴石が 24 時間以内に両火口から 2 kmを超え 2.4 km以内(居住地域近く)に 3 回飛散すると噴火警戒レベルが 4 に引き上げられ、警戒範囲が 3 km(有村地区、古里東地区の一部)に拡大されます。

さらに、2.4 kmを超えて飛散すると、噴火警戒レベルが 5 に引き上げられ、2.4km を超え 3km 以内に飛散した場合は警戒範囲が 3 km、3km を超え 3.5km 以内に飛散した場合は警戒範囲が 3.5km (有村地区、古里東地区、古里西地区、東桜島町の一部)に拡大されます。

この場合、警戒範囲内の施設利用者は、島内避難をさせる必要があります。

また、火砕流の危険性がある場合は、塩屋ヶ元地区が避難対象地区となります。

なお、警戒範囲外の施設は、「5.3噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合」を参照し、情報伝達体制をとります。

<参考>【警戒範囲が概ね 3 km圏内の施設】有村溶岩展望所、さくらじまホテル、桜島シーサイドホテル、湯之平展望所
 【警戒範囲が概ね 3.5 km圏内の施設】上記 4 施設に加え、改新交流センター
 【火砕流の危険性がある場合のみ】黒神中学校

(1)情報収集・伝達

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の確立	災害対応体制をとり、市教委保健体育課に噴火の発生を連絡する。
②鹿児島市との協議	保健体育課と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・施設の利用者等の避難状況、被災状況 ・施設及び周辺の被害状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・避難実施のタイミング
③施設内の状況把握	施設の利用者等の避難状況、被災状況を把握する。 ・退避状況集計様式(様式1) ・退避状況整理様式(様式2) 施設及び周辺の被害状況を把握する。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表8 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当窓口	
防災対応時の連絡先	鹿児島市	保健体育課 099-227-1951		
		危機管理課 099-216-1513		
参考	その他関係機関	鹿児島地方気象台 火山現業 099-250-9916		
		鹿児島市中央消防署	桜島東分遣隊 099-221-3119	
			桜島西分遣隊 099-245-2099	
	中央警察署	桜島駐在所 099-293-2702		

(2) 避難誘導対応

① 児童・職員等への情報伝達(屋外から屋内への緊急退避の誘導等)

施設の担当者は、身の安全を図りつつ、放送設備・資機材(屋外スピーカー、拡声器等)で、屋外にいる児童・職員等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる児童・職員等に対しても、桜島が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈屋外空間への広報〉 ただ今、桜島が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。 繰り返します……
〈建物内〉 ただ今、桜島が噴火しました。建物の外に出ないでください。 また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係の先生の指示に従ってください。 繰り返します……

② 建物内の緊急退避誘導(屋内の移動)

大きな噴石が予想される際の緊急退避は、児童・職員等を建物内のより安全な場所に誘導する。

入りきれない場合には、なるべく建物内で上階のある箇所の下に誘導する。誘導後、マスク、ヘルメットを配布する。

建物内のより安全な場所へ至る経路図は以下のとおりである。



図4 東桜島小内のより安全な場所・経路図

③ 避難者状況の把握・整理

統括管理者は、退避が完了した後、児童・職員等の状況を退避状況集計様式(様式1)により可能な限り整理する。その後、詳細な報告を要する場合には、退避状況整理様式(様式2)により整理する。

④ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。また、負傷者の状況等を統括管理者に報告する。

5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合【大規模噴火が切迫(島外避難)】

桜島では、急激な地殻変動や有感地震の増加など大正噴火級の大規模噴火の前兆現象が見られる場合は、噴火警戒レベルが4(警戒範囲:3 km[※]又は全島)、5(警戒範囲:全島)に上げられます。

その場合、警戒範囲内の施設利用者は、警戒範囲が3 kmの場合は島内避難、全島の場合は島外避難をさせる必要があります。

※警戒範囲が全島の場合の対応は以下のとおりである。

(1) 情報収集・伝達

警戒範囲が全島に拡大され、避難が必要になった場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下の通りである。

表9 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の確立	保健体育課からの第一報をもとに災害対応体制をとる。
②学務課との協議	保健体育課と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等 ・施設の利用者数

関係機関の連絡先は6ページの表8のとおりである。

(2) 避難誘導対応

① 利用者等への情報伝達

施設は、放送設備資機材(屋外スピーカー、拡声器等)で、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難情報の発令により、警戒範囲外への避難が必要なことを伝える。

文案を下記に示す。

〈建物内への広報〉

ただ今、桜島の噴火警戒レベルが〇に上がり警戒範囲が桜島全島に拡大されたことにより、鹿児島市から「高齢者等避難(又は避難指示)」が発令されました。東桜島小も避難が必要な地域に含まれます。児童・職員のみなさんは、速やかに準備をして屋内運動場に集まってください。繰り返します……

〈施設周辺への広報〉

ただ今、桜島の噴火警戒レベルが〇に上がり警戒範囲が桜島全島に拡大されたことにより、鹿児島市から「高齢者等避難(又は避難指示)」が発令されました。この周辺も避難が必要な地域に含まれます。速やかに桜島島外に避難してください。避難に際しては、鹿児島市や気象庁等から出される情報に注意してください。繰り返します……

② 警戒範囲外への避難の実施

警戒範囲外への避難は、下記の避難経路を用いる。児童・職員の避難手段は、鹿児島市が手配する避難バスでの避難を基本とする。ただし、鹿児島市から指示があった場合は、この限りではない。

図6 避難先と避難経路

東桜島町

ア 基本的避難方法(バス乗車フェリー避難)



バス停	フェリー乗船場所	距離(km)	移動時間(分)	備考
東桜島小前	桜島港	5.6	10	

フェリー降船場	避難場所	距離(km)	移動時間(分)	備考
桜島棧橋	名山小学校 中央公民館	1.3	3	市街地側
	吉田南中学校	12.8	6	代替北部
	皇徳寺中学校	10.9	22	代替南部

イ 海上輸送 ※土砂災害等の発生で道路が使用できない場合



施設	フェリー乗船場所	距離(km)	移動時間(分)	備考
東桜島小	湯之港	0.6	10	徒歩移動

フェリー降船場	避難場所	距離(km)	移動時間(分)	備考
桜島棧橋	名山小学校 中央公民館	1.3	3	市街地側
	吉田南中学校	12.8	6	代替北部
	皇徳寺中学校	10.9	22	代替南部

ウ 陸上輸送 ※台風等でフェリー等が使用できない場合



地区名	総人数	バス乗車場所			⇒		広域一時避難場所
		救難車両	必要台数	距離(km)	所要時間(分)		
東桜島町	164 (432)	東桜島小前	バス	-	16.0	32	垂水市中央運動公園
					40.0	80	霧島市運動公園

広域一時避難場所	避難所	距離(km)	所要時間(分)	備考
垂水市中央運動公園	名山小学校 中央公民館	72.2	145	市街地側
	吉田南中学校	66.4	133	代替北部
	皇徳寺中学校	82.2	165	代替南部
霧島市運動公園	名山小学校 中央公民館	34.9	70	市街地側
	吉田南中学校	29.1	59	代替北部
	皇徳寺中学校	45.0	90	代替南部

警戒範囲外への避難の手順は以下のとおりである。

表10 警戒範囲外への避難

手順	施設のとるべき対応
①利用者等の状況把握	当施設全体の避難状況を確認する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、危機管理課との協議により、車両の手配等を要請する。
③避難誘導	警戒範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (避難誘導中に噴火が発生し噴石や降灰があった場合は、最寄りの建物等へ緊急退避)
④残留者の確認	施設内に残留者がいないか確認する。
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、警戒範囲外へ避難する。
⑥避難完了の報告	統括管理者は、身の安全を確保した上で、当施設全体の避難完了について、保健体育課へ報告する。

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合【情報収集】

警戒範囲が3 km又は3.5 kmに拡大された場合、警戒範囲外の施設は、情報伝達体制をとり鹿児島市学務課と連絡を取り合います。

また、同じく日常的な噴火で大きな噴石が両火口から2～2.4 km(2合目)に飛散すると、噴火警戒レベルは3のままで、警戒範囲が2.4 kmに拡大されます。この場合、鹿児島市は有村地区において、火口から2.4 km付近の市道の通行止めを行い、同地区の施設は情報伝達体制をとり鹿児島市保健体育課と連絡を取り合います。

(1) 情報収集・伝達

噴火警戒レベルの引上げ等があっても警戒範囲外で避難を必要としない場合、又は火山の状況に関する解説情報(臨時)等が発表された場合、当施設が行う情報収集・伝達は以下の通りである。

表12 当施設として行う情報収集・伝達の対応

対応事項	内容
①防災体制の確立	保健体育課からの第一報をもとに情報収集体制をとる。
②保健体育課との協議	保健体育課と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移等

関係機関の連絡先は6ページの表8のとおりである。

(2) 利用者への周知

施設は、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたこと、警戒範囲が拡大されたこと、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたことを伝える。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや警戒範囲が拡大された場合〉

ただ今、桜島の噴火警戒レベルが○に上がり、警戒範囲が火口から○km圏に拡大されました。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、東桜島小は、警戒範囲の外に位置しています。

また、今後の火山活動や気象庁・鹿児島市から出される情報にご注意ください。

繰り返します……

〈火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合〉

ただ今、気象庁から桜島に関する火山の状況に関する解説情報(臨時)が出されました。今後の火山活動や気象庁・鹿児島市から出される情報にご注意ください。

繰り返します……

6 資器材の配備等

(1)保有設備、資器材、備蓄物資

当施設で保有する、情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を施設の従業員に周知し、また、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年7月に設備・資機材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表13 保有設備、資器材、備蓄物資一覧

(令和5年1月現在)

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	校長室, 職員室	各1
	ラジオ		
	戸別受信機	職員室	1
	ファクス	職員室	1
	インターネット端末	職員室, 校長室	各1
避難誘導	屋外スピーカー	1号校舎3階	1
	携帯用拡声器	放送室	1
	メガホン		0
	案内旗	校長室金庫横	1
	ヘルメット	児童用(各教室), 職員他(A棟一階)	
	マスク	保健室	
	水・食料	体育館倉庫(市備蓄物資)	
	寝具・防寒具	体育館倉庫(市備蓄物資)	
	医薬品	保健室	1
その他	自家発電装置		
	自家発電用燃料(予備)		
	予備電池	職員室	
	懐中電灯	職員室. ほか体育館倉庫(市備蓄物資)	
	電池式照明器具		
	ポータブル火山ガス検知器		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
	立入禁止テープ	職員室	

(2)建物内のより安全な場所

当施設の建物内のより安全な場所は下図のとおりである。

今後、必要に応じて、「活火山における避難壕等の充実に向けた手引き」を参考に、施設の強化に努める。

2号校舎(A棟)	トイレ					
廊下						
校長室 ※建物内のより 安全な場所	職員室	更衣室	多目的 WC	保健室	主事室	階段
		放送室				

図7 東桜島小学校内のより安全な場所

7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

(1)当施設における研修・訓練の実施

当施設においては、下表の研修・訓練を実施する。

表14 防災教育及び訓練計画

報告	研修・訓練の内容	頻度	対象者
	集団下校訓練	毎週月曜日	児童
	ヘルメットをかぶって登下校	毎日	児童
○	避難訓練(保護者引渡訓練) 保護者との連携, 引渡し訓練	5月	全児童・保護者・職員
○	桜島爆発地震避難訓練 情報収集・保護者連絡訓練		全児童・保護者・職員・ 利用者等
○	火山爆発避難訓練 避難所での行動について	11月	全児童・職員・利用者等
	桜島爆発記念碑文暗唱	10月	全児童・利用者等

(2)避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

施設や人事異動等で変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。

訓練(報告○のもの)を実施した場合は保健体育課へ、計画を変更した場合は、保健体育課及び危機管理課に報告する。

(3)当施設における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布を通じて利用者等への情報提供・啓発を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

活用する資料	情報内容	周知方法
桜島火山ハザードマップ	火山現象の影響範囲や避難先・避難経路	掲示

(4)日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を鹿児島市や鹿児島地方気象台に伝達する。

連絡先は、6ページの表8である。

8 参考資料

(1)参考とするべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール(特別警報のみ)等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、または警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、または警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である(全国版、各地方版)。</p>		
地震・火山月報(防災編)	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である(全国版)。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。降灰量に関する情報は、降り積もった際の厚さによって「多量(1mm以上)」「やや多量(0.1mm～1mm)」「少量(0.1mm未満)」の3階級で表現される。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。	国土交通省	
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難指示等を発令する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。		
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。 噴火警報や噴火警戒レベルの発表がなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難指示	市町村長が災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するもの。 噴火警報の発表や噴火警戒レベルの引上げがなくても火山活動の状況等に応じて発表される場合もある。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

平成19年12月1日運用開始
令和4年3月31日改定

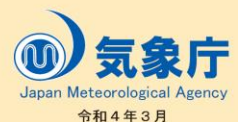


桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●全島に影響する溶岩流や火砕流、大きな噴石の飛散。 過去事例 天平噴火(768年)、文明噴火(1471年~1476年)、安永噴火(1779年~1782年)、大正噴火(1914年) ●噴火が発生し、溶岩流や火砕流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。 昭和噴火(1946年)の事例 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 ●島内の居住地域に大きな噴石が飛散。 過去事例 1986年11月23日:古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020年6月4日:東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散 ▶警戒が必要な範囲は、大きな噴石が火口から概ね2.4kmを超え3km以内に飛散した場合は火口から概ね3km、概ね3kmを超え3.5km以内に飛散した場合は概ね3.5kmとなる。
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 大正噴火(1914年)の事例 1月11日(噴火開始前日):有感地震多発 昭和噴火(1946年)の事例 3月9日(溶岩流出数時間前):噴火活動の活発化 ●島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散。 過去事例 1980年代に時々発生 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね3kmとなる。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散。 過去事例 1970年代から80年代、2000年10月7日の噴火等 ●火口から概ね2km以内に火砕流が到達。 過去事例 1984年7月21日:南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 2008年2月6日:昭和火口から約1.5kmまで到達等 ●地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される。 過去事例 2007年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、噴火活動の状況によっては一時的に2.4kmに拡大する。
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内に噴石飛散。 過去事例 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1950年~1955年のうちの静穏期

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル4、5についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。
 注3) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口から2kmの範囲を立入禁止区域とする。
 注4) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。
 注5) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

- 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県、鹿児島市及び垂水市にお問い合わせください。
- 最新の噴火警戒レベルは気象庁HP(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)でもご覧になれます [HPトップ] > 防災情報 > 噴火速報・警報・予報。



令和4年3月

(3)桜島の噴火警戒レベルごとの防災対応(鹿児島市地域防災計画より抜粋)

① 桜島の噴火警戒レベルと防災対応

噴火警戒レベル	想定される状況	住民等への対応		登山者, 入山者等への対応
		対象地域	対応	
5(避難)	桜島島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が発生,あるいは切迫している。(大正噴火クラスの噴火)	全島	島外避難指示発令	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され,島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が切迫している。	全島	島外避難指示発令	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ切迫している。 (昭和噴火クラスの噴火) あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が到達あるいは切迫している。	危険な居住地域	島内又は島外避難指示発令	
4(高齢者等避難)	島内全域へ火砕流や噴石の到達する噴火が予想される。 (大正噴火クラスの噴火)	全島	島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
	噴火口の特定できない山腹噴火の発生が予想され,島内のいずれかの居住地域に火砕流や噴石の到達が予想される。	全島	島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
	溶岩流が流出し一部居住地域へ到達が予想される。 (昭和噴火クラスの噴火) あるいは一部居住地域へ火砕流や噴石が予想される顕著な地殻変動や地震の頻発が観測され,規模の大きな噴火の発生が予想される。(平成27年8月15日)	警戒が必要な居住地域	島内又は島外高齢者等避難 (状況に応じて住民へ島内又は島外避難準備の呼びかけ)	
3(入山規制)	南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内へ火砕流や噴石が到達,あるいは予想される。	警戒が予想される居住地域	状況に応じて要配慮者へ島内又は島外避難準備の呼びかけ	災害対策基本法第63条に基づき,従来の南岳山頂火口及び昭和火口から半径2km以内の立入禁止を継続する。
2(火口周辺規制)	半径1km以内へ噴石が到達あるいは予想される。			
1(活火山であることに留意)				

※ 桜島の新たな火口から噴火が発生した場合は,南岳山頂火口及び昭和火口からの規制に準じて防災対応を行う。

※ 火砕流や噴石が南岳山頂火口及び昭和火口から半径2kmを超えて到達したが,居住地には影響しないときに,噴火警戒レベルは3のまま噴火警報が更新発表された場合等は,別途,防災対策を講じることがある。

② 昭和火口／南岳山頂火口の活動の活発化に伴う防災対応

【火砕流】

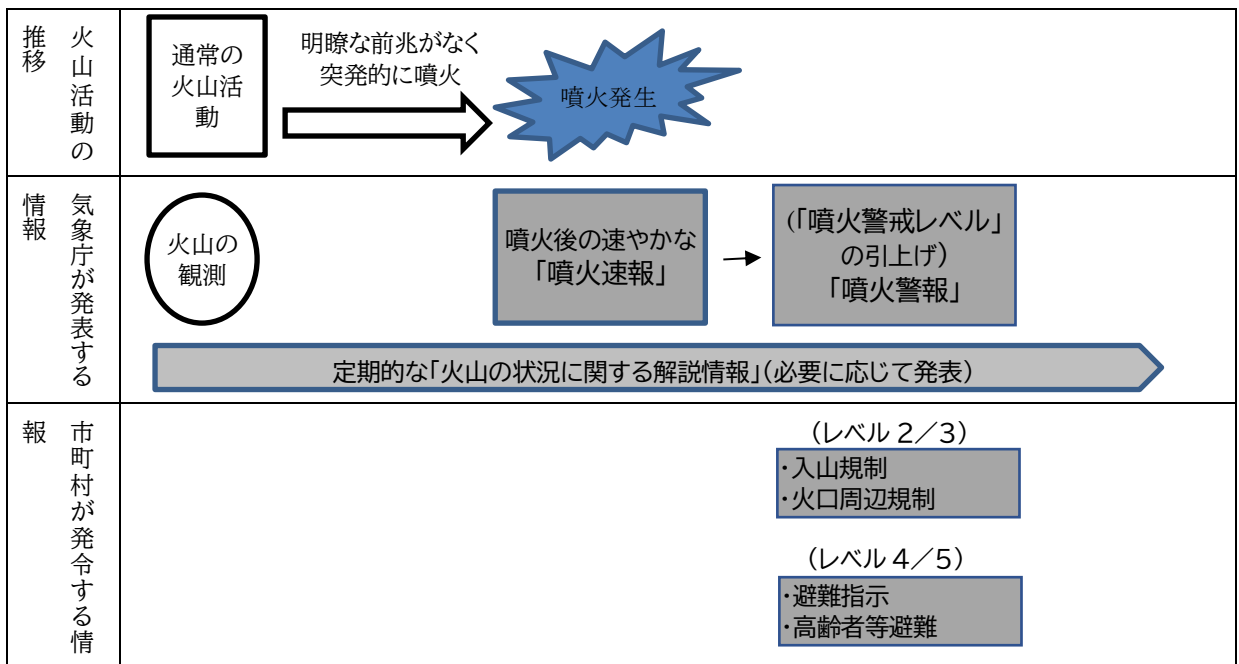
火砕流の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 火砕流の流下が火口から1.5km 以内	レベル3 (入山規制)	状況に応じて注意喚起
② 火砕流の流下が火口から1.5km を超え、居住地域への接近が予想される。	レベル3 (入山規制) 気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 火砕流の先端(熱風を含む)が火口から到達距離2km を越え、東側で地獄河原に到達。南東側では有村川上流から中流域に到達	レベル4 (高齢者等避難)	高齢者等避難(避難所の開設、対象地域の高齢者等は避難) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 火砕流の先端(熱風を含む)が火口から到達距離2.5km 付近。東側で地獄河原を流下。南東側は有村川中流から下流域に到達するか到達が切迫	レベル5 (避難)	避難指示(対象地域の住民等は避難) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

【噴石】

噴石の状況例	噴火警戒レベル	防災対応
① 噴石が2km 以内に飛散	レベル3 (入山規制)	状況に応じて注意喚起
② 噴石が2km を超え2.4 km 以内に飛散	レベル3 (入山規制) 気象庁による火口周辺警報の再度発表	昭和火口に最も近い有村集落から火口側に通じる市道に立入禁止の看板を立て、立入禁止の注意喚起を行う。 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
③ 噴石が2km を超えて2.4km 以内に24 時間以内に3回飛散し、かつ居住地域近くに飛散	レベル4 (高齢者等避難)	高齢者等避難(避難所の開設、火口から3km 以内の有村・古里地区の高齢者等は避難) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
④ 噴石が2.4km を超え3km 以内に飛散	レベル5 (避難)	・避難指示 (火口から3km 以内の地域) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。
⑤ 噴石が3km を超え3.5km 以内に飛散	レベル5 (避難)	・避難指示 (火口から3.5km 以内の地域) 警戒区域拡大等については、必要であれば気象台や京大火山センターの意見を聴取しながら検討する。

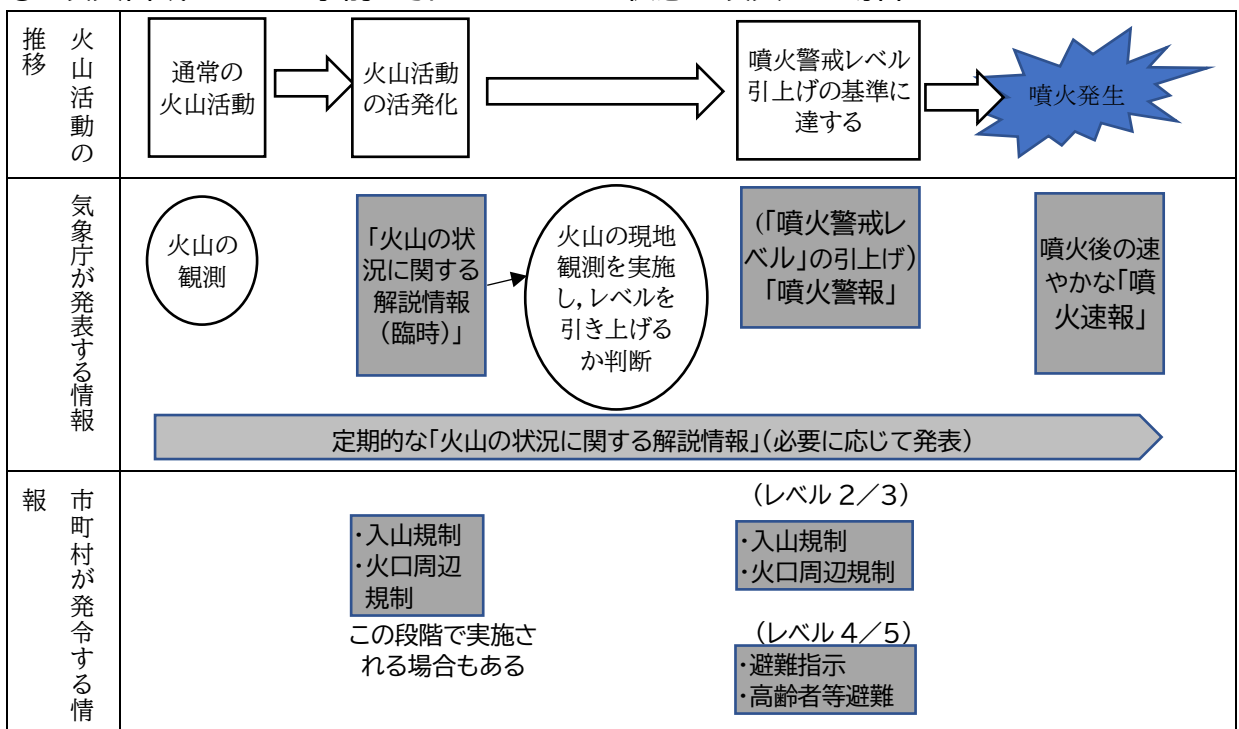
(4)各情報の発表のタイミング

① 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合



※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合がある。

② 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた状態で噴火した場合



- ※ 火山活動の推移によっては、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されない場合がある。
- ※ 噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合がある。
- ※ 市町村は、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された段階で、火口周辺規制等を発表する場合もある。

(5) 関係機関

① 消防分遣隊・関係機関連絡先

消防分遣隊・関係機関

消防分遣隊・分団名	分遣隊・分団長	住 所	電話番号
東桜島分遣隊長		東桜島町863-1	221-2111

関係機関等

機 関 名	住 所	電話番号
東桜島支所	東桜島町863-1	221-2111
東桜島農林事務所	//	221-3369
東桜島公民館	//	221-2328
中央消防署桜島東分遣隊	//	221-3119
建設省桜島砂防出張所	野尻町203-1	221-2019
中央警察署桜島駐在所	桜島赤生原町3-1	293-2702
京都大学火山観測所	桜島横山町1722-19	293-2058
東桜島郵便局	東桜島町287-1	221-2152
かごしま農協桜島支店		221-2036
東桜島漁業協同組合	桜島町413-3	221-2862
桜島病院	野尻町59	221-2031
東桜島校区コミュニティ協議会	東桜島町17	221-3256

非常災害発生時等関係機関緊急連絡先一覧

種別	各種団体名	電話番号
学校関係	黒神小学校	293-2101
	桜峰小学校	293-2003
	桜州小学校	293-2005
	黒神中学校	293-2660
	東桜島中学校	221-2331
	桜島中学校	293-2014
教育委員会	学務課	227-1931
	学校教育課	227-1941
	総務課	227-1921
	施設課	227-1933
	保健体育課	227-1951
	生涯学習課	813-0850
桜島関係	東桜島支所	221-2111
	水道(支所)	221-2154
	東桜島公民館	221-2328
	東桜島分遣隊	221-3119
	桜島駐在所	293-2702
	桜島学園	221-2344
	国土交通省砂防センター	221-2019
	京大火山観測所	293-2058
	九電桜島営業所	293-2010
交通	桜島フェリー	293-2525
	鹿児島市交通局	257-2111

種別	各種団体名	電話番号
市役所関係	鹿児島市役所	224-1111
	防災火山対策課	226-0748
	道路補修	225-2585
	河川課	224-3302, 224-3542
	水道局	257-7111
	災害相談	224-2512, 224-2517
	情報	火災情報
天気情報		226-0177
交通情報		269-7500
病院	桜島病院	221-2031
	今給黎病院	226-2211
	西道クリニック	293-2004
防災関係	消防局	119
	九州電力	0994-32-0162
	气象台	254-0151
	国道垂水出張所	0994-32-4751
報道関係	NHK テレビ	259-4111
	NHK ラジオ	259-4123
	MBC テレビ	254-7118
	MBC ラジオ	254-7116
	南日本新聞	226-4111
	朝日新聞	222-3151
警備	セコム	221-5301

9. 様式

(1) 鹿児島市危機管理課桜島火山対策係関係様式

様式1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日	
				: 現在	
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

様式2 退避状況整理様式

No	グループ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	防災 一郎 (ホウサイ イロウ)	男	40		
	↓	防災 花子 (ホウサイ ハコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						